

◆特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)などに入所して、介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事、その他の日常生活上の支援や機能訓練および療養上の支援が受けられます。

◆福祉用具貸与

車いすやベッドなどの福祉用具の貸与を行います。
※要支援1・2および要介護1の方は、原則として、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフトは対象になりません。

◆特定福祉用具購入費支給

入浴または排せつなどの用に供する特定福祉用具の購入費用(1年間10万円を限度)の利用者負担分を除いた額を支給します。

◆住宅改修費支給

要介護認定者などが居住している住宅に手すりを取り付けるなどの住宅改修を行った場合の費用(20万円を限度)の利用者負担分を除いた額を支給します。

●施設サービス

※要支援1・2の方は利用できません。

◆介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

◆介護老人保健施設

病状が安定し、家庭に戻れるように、リハビリを中心とする医療ケアと介護が受けられます(要支援1・2、要介護1・2の方は利用できません)。

◆介護療養型医療施設

長期間にわたる療養や介護が必要な場合入院します。

◆介護医療院

長期の療養を必要とする方が、医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。

●地域密着型サービス ※要支援1・2、要介護1～5の方が利用できます。

住み慣れた地域での生活を支えるため、地域に密着したサービスとして位置付けられたものです。利用できる方は、原則として、事業所所在地と同じ市町村に住所がある人に限定されます。

◆認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の方が、共同して家庭生活を送りながら、日常生活上の支援や介護、機能訓練が受けられます(要支援1の方は利用できません)。

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

自宅で介護が必要な方に定期的な巡回訪問をしたり、随時通報を受けたりして、食事などの介護や日常生活上の世話を行います(要支援1・2の方は利用できません)。

◆夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活を送れるように、巡回や通報システムにより、夜間に訪問介護が受けられます(要支援1・2の方は利用できません)。

◆小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。

◆地域密着型特別養護老人ホーム

定員が29人以下の特別養護老人ホームで、食事、入浴、機能訓練などのサービスが受けられます(要支援1・2、要介護1・2の方は利用できません)。



サービス利用の流れ

